

大分市子どもの学習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学習塾の利用に係る経費の一部を助成し、子育て世帯の負担軽減を図ることにより、子どもたちに学力を向上するための機会を提供するため実施する大分市子どもの学習支援事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施)

第2条 市長は、事業の一部の運営について、その実施を適切に行うことができると認められる者に委託して行うものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）又は特別支援学校（中学部に限る。）に在学する者その他これらに準ずる者として市長が認める者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者及び同法第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）に入所する者を除く。）をいう。
- (2) 学習塾 市内の事業所において、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に定める教科（国語、社会、数学、理科及び外国語に限る。）に

ついて、学習指導を行うサービスを有償で提供する事業者をいう。

(助成対象者)

第4条 この要綱による助成を受けることができる者は、本市に住所を有する生徒の保護者であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者及びその世帯に属している者
- (2) 教育長が定める大分市要保護及び準要保護児童生徒の就学援助事務処理要領（平成19年4月1日施行）に基づく就学援助を受けている者及びその世帯に属している者
- (3) その他市長が助成が必要であると認める者

(助成の内容)

第5条 市長は、次条第3項に規定する助成決定者の子等である生徒（以下「助成生徒」という。）が、市長が指定する学習塾（以下「指定学習塾」という。）を利用した場合において、その利用に係る経費（月謝、教材費及びテスト代に限る。以下「助成対象経費」という。）を助成するものとする。

- 2 前項の規定により支給する助成金（以下「助成金」という。）の額は、助成対象経費の額とし、生徒1人当たり、1月につき1万円（第3学年又は第3学年に準ずる学年に在籍している場合における7月、8月、12月及び1月については、1万5千円）を限度とする。
- 3 第1項の規定による助成（以下「助成」という。）は、助成生徒が利用した指定学習塾に対し、前項の規定による金額を支払うことにより行うものとする。
- 4 助成の期間は、次条第2項の規定による助成の決定を受けた日の属する月の翌月

から当該年度の3月（当該年度の翌年度において引き続き生徒である者にあつては、当該年度の翌年度の8月）までとする。

- 5 助成は、一の助成生徒につき、複数の指定学習塾の利用について受けることができない。

（助成の申請等）

第6条 助成を受けようとする者は、大分市子どもの学習支援事業助成申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その助成を決定し、大分市子どもの学習支援事業助成決定通知書（様式第2号）により、適当でないと認めたときは、大分市子どもの学習支援事業助成申請却下通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

- 3 前項の規定による助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに大分市子どもの学習支援事業申請事項変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による届出があつたときは、大分市子どもの学習支援事業申請事項変更確認通知書（様式第5号）により、当該届出を行った者に通知するものとする。

- 5 助成決定者は、助成を辞退しようとするときは、大分市子どもの学習支援事業助成辞退届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（学習塾の指定等）

第7条 指定学習塾の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、大分市

子どもの学習支援事業学習塾指定申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 市税完納証明書等
- (3) 所得税確定申告書の写し等（申請者が個人である場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大分市子どもの学習支援事業学習塾指定通知書（様式第8号）により、適当でないと認めたときは、大分市子どもの学習支援事業学習塾指定申請却下通知書（様式第9号）」により、当該申請を行った者に通知するものとする。この場合において、市長が適当であると認めたときは、必要な条件を付することができる。

3 指定学習塾は、第1項の規定により申請した事項について変更しようとするときは、あらかじめ、大分市子どもの学習支援事業指定学習塾申請事項変更届出書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、大分市子どもの学習支援事業指定学習塾申請事項変更確認通知書（様式第11号）により、当該届出を行った者に通知するものとする。

5 指定学習塾は、指定を辞退しようとするときは、大分市子どもの学習支援事業指定学習塾指定辞退届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（請求）

第8条 助成生徒による学習塾の利用があった指定学習塾は、当該利用に係る助成金

について請求しようとするときは、大分市子どもの学習支援事業助成金支払請求書（様式第13号）を当該利用があった月分に係る助成金について当該月の翌月の末日までに、市長に提出しなければならない。

（助成決定者の遵守事項）

第9条 助成決定者は、助成に係る権利を譲渡し、転貸し、その他不正の手段により行使してはならない。

2 助成決定者は、指定学習塾を利用するに当たり、大分市子どもの学習支援事業助成決定通知書の写しを当該指定学習塾に提出しなければならない。

（助成決定の取消し等）

第10条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成決定者に係る助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消した部分について、既に助成金が支給されているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。
- (4) 生活保護法第63条又は第78条の適用を受けたとき。
- (5) その他学習塾の利用の形態が不適切であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により助成の決定の全部又は一部を取り消すときは、大分市子どもの学習支援事業助成決定取消通知書（様式第14号）により、当該取消しに係る助成決定者に通知するものとする。

（指定学習塾の遵守事項）

第11条 指定学習塾は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切なサービスの提供に努めること。
- (2) サービスの提供に当たって生徒の安全の確保に努めること。
- (3) 個人情報の保護に関し必要な措置を講ずること。
- (4) 第13条の規定による調査等の求めに応じること。
- (5) 助成決定者が第9条第1項の規定に違反していることを確認したときは、その旨を速やかに市長に報告すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項
(指定の取消し等)

第12条 市長は、指定学習塾が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定学習塾に係る指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条第2号に規定する学習塾の要件を満たさなくなったとき。
- (2) この要綱又は第7条第2項後段の規定による指定の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により指定を受け、又は助成金の支払いを受けたとき。
- (4) その他指定学習塾として適切でないと認められるとき。

2 市長は、指定学習塾が虚偽その他不正の手段により助成金の支払いを受けたときは、当該支払った額について、返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定を取り消すときは、大分市子どもの学習支援事業学習塾指定取消通知書（様式第15号）により、当該取消しに係る指定学習塾に通知するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、指定学習塾による学習指導の実施の状況について、当該指定事業

者に説明若しくは資料の提出を求め、又は実地に調査をすることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、令和2年度以後の年度分の助成金について適用し、令和元年度以前の年度分の助成金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際改正前の大分市子どもの学習支援事業実施要綱に規定する様式 of 用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。